○農林水産省告示第千三百八十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年六月九日　第五十八号
二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人北海道有機認証協会　北海道札幌市中央区南一条西九丁目十五番地二一六Ａ
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
北海道札幌市中央区南一条西九丁目十五番地二一六Ａ

○農林水産省告示第千三百九十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年七月五日　第六十六号
二　登録認定機関の名称及び住所
鳥取県　鳥取県鳥取市東町一丁目二百二十番地
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
鳥取県
(2)　認定を行う事業所の所在地
鳥取県鳥取市東町一丁目二百二十番地

○農林水産省告示第千三百九十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年八月三日　第六十九号
二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人おおいた有機農業研究会　大分県大分市大字下郡千六百二番地の一
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
東京都、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県
(2)　認定を行う事業所の所在地
大分県大分市大字下郡千六百二番地の一

○農林水産省告示第千三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町海山区小山浦字広子八三九（次の図に示す部分に限る。）、尾鷲市賀田町字銀杏一〇三五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字広子八三九・字銀杏一〇三五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡紀宝町神内字下地一五七八
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町檜原字池ノ谷三一一、三一一の一、三一一の二、三一二、三一九の一・三二一の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字池ノ谷三一二、三一一の二・三一九の一・三二一の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　三重県三重郡菰野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）